

## 第16回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会 次第

日時：平成17年2月11日（金）

午後1時30分～

場所：田辺市青少年研修センター大会議室

### 1 開会

委員長挨拶及び前回議事録の確認

### 2 報告

第15回検討委員会の検討結果に関する新聞報道について

### 3 議題

(1) 継続審議の候補地及び追加抽出された候補地について (資料1)

資料1 - 1：前回の検討結果について

資料1 - 2：継続審議となった候補地の扱いについて

資料1 - 3：追加抽出された候補地について

資料1 - 4：候補地位置図

参考資料：継続審議となった候補地の参考資料

(2) 用地絞り込みの際の留意事項について (資料2)

(3) 答申(素案)について (資料3)

(4) 意見募集及び住民説明会の実施について (資料4)

(5) その他

### 4 閉会

前回の検討結果について  
( : 4 2、× : 1 3、保留 : 7 )

御坊ブロック ( : 2 0、× : 1 )

市町村	抽出した候補地				第15回検討委員会		
	大字	候補地番号	面積 (ha)	縦断勾配 (%)	検討結果	備考	
御坊市	塩屋町北塩屋	NO. 13-1	12.26	3		ただし、広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定されている。	
	名田町野島	NO. 13-2	12.32	7			
	名田町上野	NO. 13-3	23.48	4			
	名田町橋井	NO. 20-1	9.35	9			
日高町	比井	NO. 04-2	9.57	4			
	萩原	NO. 05-1	8.17	15			
	萩原	NO. 05-2	8.29	15			
由良町	阿戸	NO. 04-1	9.65	8			
川辺町	千津川	NO. 05-3	8.32	7			
	中津川	NO. 05-4	9.16	8			
印南町	印南原	NO. 13-4	9.75	8	×		道路建設事業により、既に土地の変更が行われているため除外
	松原	NO. 14-1	10.51	5			
	美里	NO. 14-2	13.07	6			
	印南原	NO. 14-3	9.88	5			
	羽六	NO. 14-4	14.20	7			
	津井	NO. 20-2	7.52	8			
	西ノ地	NO. 20-3	7.86	5			
	西ノ地	NO. 21-1	10.62	5			
	羽六	NO. 21-2	9.26	12			
	古屋	NO. 21-3	10.87	6			
	古屋	NO. 21-4	8.75	8			

田辺ブロック ( : 1 2、× : 4、保留 : 5 )

市町村	抽出した候補地				第15回検討委員会		
	大字	候補地番号	面積 (ha)	縦断勾配 (%)	検討結果	備考	
田辺市	上芳養	NO. 22-1	7.67	14		選定基準「表3 候補地群の抽出基準」の項目(開発計画等がある地域)により除外	
	秋津川	NO. 22-2	8.93	7			
	秋津川	NO. 22-3	9.88	6			
	元町	NO. 27-1	7.73	10	×		
	稲成町	NO. 27-2	7.60	15			
みなべ町	西本庄	NO. 21-5	9.04	6			
白浜町	樺・富田	NO. 33-1	7.85	13	×	選定基準「表3 候補地群の抽出基準」の項目(開発計画等がある地域)により除外	
	樺	NO. 33-2	9.40	13	保留	情報不足のため継続審議(林道開設事業)	
中辺路町	水上	NO. 22-4	9.26	6		選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(砂防指定地)により除外	
	水上	NO. 22-5	7.66	10	×		
	温川・高原	NO. 23-1	10.25	7			
大塔村	下川下	NO. 23-2	9.33	12	保留	情報不足のため継続審議(カモシカ)	
	下川下	NO. 23-3	8.55	11	保留	情報不足のため継続審議(カモシカ)	
上富田町	岡	NO. 28-1	7.51	13		情報不足のため継続審議(山腹の崩土)	
	岩田	NO. 28-2	9.36	7	保留		
	岩田	NO. 28-3	7.58	8			
	岩田	NO. 28-4	7.81	9	保留		情報不足のため継続審議(県のしいたけ原木林育成試験林)
	生馬	NO. 28-5	8.83	4			
日置川町	日置	NO. 33-3	7.57	19			
	塩野	NO. 38-1	8.99	5			
すさみ町	大鎌	NO. 39-1	20.21	6	×	選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(保安林)により除外	

新宮ブロック ( : 1 0、× : 8、保留 : 2 )

市町村	抽出した候補地				第15回検討委員会	
	大字	候補地番号	面積 (ha)	縦断勾配 (%)	検討結果	備考
新宮市	南檜杖	NO. 32-1	8.25	14		選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(保安林)により除外
	三輪崎	NO. 32-2	8.03	12	×	
	三輪崎	NO. 32-3	8.60	10	×	
串本町	和深	NO. 40-1	12.81	9		下流の海域に串本海中公園
	高富	NO. 44-1	8.09	9		
那智勝浦町	高津気	NO. 32-4	7.56	9	×	道路建設事業により、既に土地の変更が行われているため除外
	小阪	NO. 36-1	7.53	19	×	水質管理実施中の鉱山跡地のため除外
	井関	NO. 37-1	10.78	8	×	水質管理実施中の鉱山跡地のため除外
	橋ノ川	NO. 37-2	10.71	8	×	道路建設事業により、既に土地の変更が行われているため除外
	井鹿	NO. 37-3	12.40	16	保留	情報不足のため継続審議(町水源涵養林整備計画、農道整備事業)
	高遠井	NO. 37-4	8.87	18	×	選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(保安林)により除外
	長井	NO. 41-2	8.66	5	×	選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(保安林)により除外
	粉白	NO. 42-1	8.07	7		下流の隣接する湾が養殖場
	粉白	NO. 42-2	12.22	19		下流の隣接する湾が養殖場
	太地町	太地	NO. 42-3	9.81	5	
古座町	上田原	NO. 41-2	8.66	5	×	選定基準「表1 1次スクリーニング基準」の項目(保安林)により除外
	田原	NO. 41-3	11.36	3		地元区と古座町で廃棄物処理施設を建設しない旨の覚書
	姫	NO. 44-2	8.52	5		
古座川町	添野川	NO. 35-1	8.20	10	保留	情報不足のため継続審議(カモシカ、森林吸収源対策推進プラン)
	鶴川	NO. 41-1	7.76	12		
北山村	大沼・竹原	NO. 10-1	11.92	7		

: 選定基準を満たしており、候補地として確定したものの。 × : 選定基準を満たさないと考えられ、候補地から除外したものの。  
保留 : 継続審議となったもの。

NO. 41-2は那智勝浦町・古座町にまたがる。

## 継続審議となった候補地の扱いについて

前回第15回検討委員会において、要検討項目の情報不足などの理由で継続審議となっている7つの候補地について、候補地として採りあげるか、除外するかの検討を行う。

要検討項目に関する情報とそれに対する事務局の考えを以下に示す。

候補地	要検討項目に関する情報及び事務局の考え	事務局判断
No. 23-2 No. 23-3 大塔村 下川下	<p>カモシカの確認事例有り： 特別天然記念物。県内におけるカモシカの分布域は拡大傾向にある。県レッドデータブックや村において、特定地域を保全すべき生息地としては指定していない。(参考資料：p1)</p> <p>レッドデータブックに特定地域が指定されておらず、選定基準の除外区域「動植物生息地」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。</p> <p>ただし、本候補地の留意事項として「カモシカの生息状況の詳細確認が必要」を付記する。</p>	
No. 28-2 上富田町 岩田	<p>山腹の崩土： 大雨があれば小規模な崩土が発生している。平成16年にも3回確認されている。(上富田町より聞き取り)</p> <p>小規模な崩土であり、選定基準の除外区域「災害発生地」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。</p> <p>ただし、本候補地の留意事項として「地質に関する詳細調査が必要」を付記する。</p>	
No. 28-4 上富田町 岩田	<p>県林業試験場しいたけ原木林育成技術試験林： 昭和58年に土地所有者(生馬区)と45年間(平成40年まで)の地上権設定契約を結んでいる。</p> <p>しいたけの原木(クヌギ、コナラ)の効率良い育成環境の試験研究を実施している。目的の成果が得られ、現在は育成経過を観察中</p> <p>また、ヒノキの海布丸太の試験も行っており、本来、幼木の内に出荷するヒノキが40~45年経過した時の商品価値を見るため、試験研究を実施中</p> <p>選定基準の除外区域「病院・学校等の公共的施設」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。</p> <p>ただし、本候補地の留意事項として「しいたけ原木林育成技術試験林について県林業試験場との調整が必要」を付記する。</p>	

候補地	要検討項目に関する情報及び事務局の考え	事務局判断
No. 33-2 白浜町 椿	<p>林道整備事業： 将来的に林道整備の予定はあるが、現在のところ具体的な工事計画は決まっていない。（白浜町より聞き取り）</p> <p>-----</p> <p>確実な工事計画は無く、選定基準の除外区域「開発計画等がある地域」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。 ただし、本候補地の留意事項として「町の林道整備計画との調整が必要」を付記する。</p>	
No. 35-1 古座川町 添野川	<p>カモシカの確認事例有り： 特別天然記念物。県内におけるカモシカの分布域は拡大傾向にある。県レッドデータブックや町においても、特定地域を保全すべき生息地としては指定していない。（参考資料：p 1）</p> <p>-----</p> <p>森林吸収源対策推進プラン重点区域： 森林吸収源対策推進プラン（参考資料：p 3）において、県が管理不十分な森林の整備・保全を進めるために指定した重点区域（県内10箇所）。当該区域では、平成15年度に計画量の47%の区域の間伐と100%の森林パトロールが実施された。</p> <p>-----</p> <p>カモシカについては、No. 23-2, 3と同様。森林吸収源対策推進プランについても、優良森林を保全するという趣旨でもなく、選定基準の除外区域「市町村による保全地域」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。 ただし、本候補地の留意事項として「カモシカの生息状況の詳細確認が必要」「森林吸収源対策推進プランについて、そのプランの趣旨・効果が損なわれないような考慮が必要」を付記する。</p>	
No. 37-3 那智勝浦町 井鹿	<p>町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」： 計画において、3つの地域を設定している。「維持すべき地域」は、「購入すべき地域」「整備すべき地域」以外の地域を設定しており、町内の殆どの地域がいずれかの地域に該当してくる。 この事業は、積み立てた基金を財源として行っているが、普及啓発活動に要する経費であり、特に「維持すべき地域」におけるこの基金による森林整備実績は見られない。（参考資料：p 4）</p> <p>-----</p> <p>農道「勝浦サンベルトライン」整備事業： ふるさとづくり事業(事業主体:県)。事業計画は、L=3,840m、W=6.0m、事業費約60億円。計画地の調査測量は終了。一部区間は、舗装、用地買収済だが、平成13年度末に県が事業継続を断念。事業再開の目処は立っていない。（参考資料：p 5）</p> <p>-----</p> <p>町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」については、保全のために特別な手が加えられているわけではないので、選定基準の除外区域「市町村による保全地域」に該当しないと考えられる。 また、農道整備事業についても、確実な工事計画は現在無く、選定基準の除外区域「開発計画等がある地域」に該当しないと考えられるので、候補地として残す。 ただし、本候補地の留意事項として「町の水源涵養林整備計画との調整が必要」、「県の農道整備計画との調整が必要」を付記する。</p>	

## 追加抽出された候補地について

施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探す作業を精査した結果、4ヶ所の候補地が追加抽出された。

これらの候補地について、前回と同様

- ・ 県関係部局への候補地照会
- ・ 市町村への候補地照会
- ・ 専門家による候補地の評価
- ・ 現地確認調査

を実施し、その結果と事務局の考え方について、以下のとおりまとめた。これらの候補地について、候補地として採りあげるか、除外するかの検討を行う。

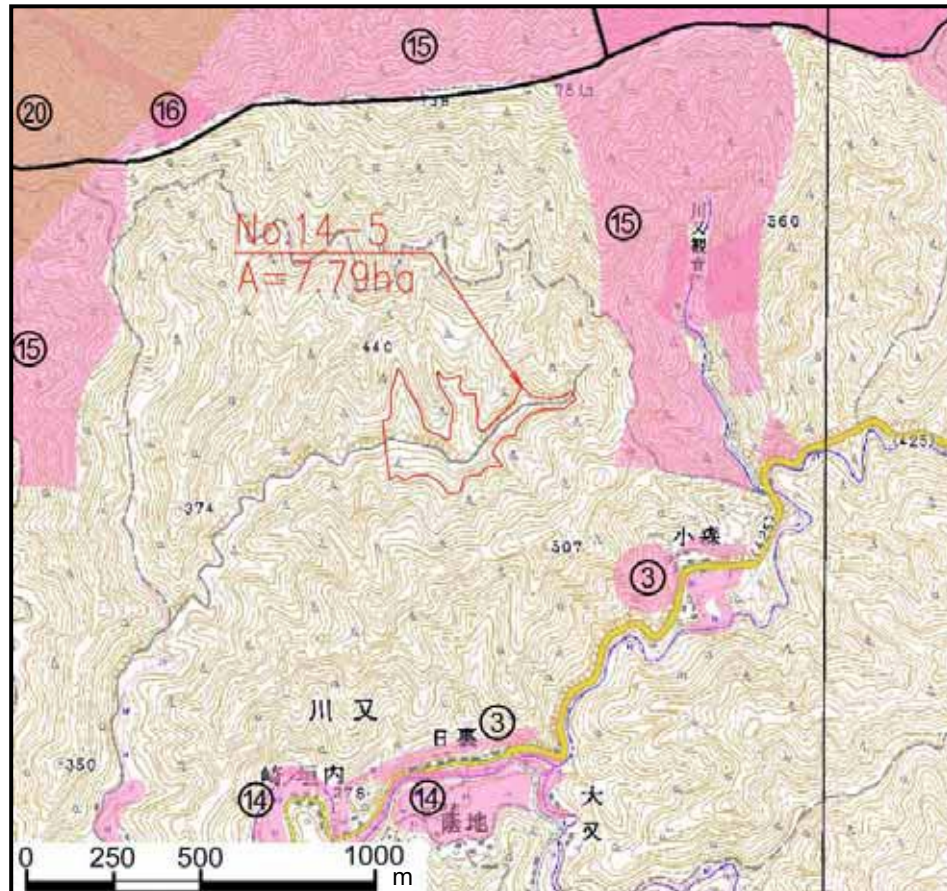
No. 14-5 印南町川又		面積：7.79ha	縦断勾配：6%
井伊委員評価			
金子委員評価	注意事項：表流水あり、集水域が大、崖		
照会・現地確認結果	広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。		
事務局の考え方	広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定されているため		

No. 36-2 那智勝浦町小匠		面積：11.03ha	縦断勾配：5%
井伊委員評価		第三紀の砂岩、線構造上にあり、断層並行	
金子委員評価	注意事項：表流水あり、集水域が大		
照会・現地確認結果	町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」に指定 下流小匠川は、小匠ダム操作流域内		
事務局の考え方	町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」については、継続審議となっていた「NO. 37-3 那智勝浦町井鹿」と同様 小匠ダム操作流域内については、開発行為そのものを禁止するものではないので、候補地として残す。 ただし、放流量量についてダム管理者との協議が必要であることから、本候補地の留意事項として「最終処分場の構造や放流量量計画について、小匠ダム管理者との協議が必要」を付記する。		

No. 37-5 那智勝浦町川関		面積：9.06ha	縦断勾配：8%
井伊委員評価		第三紀の砂岩、線構造上にあり、断層並行	
金子委員評価	注意事項：表流水あり、集水域が大、東側は地滑り？、送電線あり（関電に要確認）		
照会・現地確認結果	ゴルフ場に隣接している。 上空に送電線及びエリア内に鉄塔あり		
事務局の考え方	送電線及び鉄塔について、地上権設定や移転等の問題があるので、関西電力との協議が必要であるが、選定基準に触れるものでないため、候補地として残す。 ただし、本候補地の留意事項として「送電線及び鉄塔について、関西電力との協議が必要」を付記する。		

No. 44-3 串本町高富		面積：11.25ha	縦断勾配：5%
井伊委員評価		第三紀の泥岩	
金子委員評価	注意事項：特になし		
照会・現地確認結果	特になし		
事務局の考え方	選定基準を満たしているため、候補地として残す。		

## 候補地 No.14-5 印南町川又



### 地図上に表示している1次、2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地  
 国立公園区域・国定公園区域・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域  
 鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国・県指定文化財  
 用途地域 特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域  
 保安林 国有林 熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層  
 主要道路から半径2km圏外の地域 ②水道水源の取水地点とその半径1kmの地域

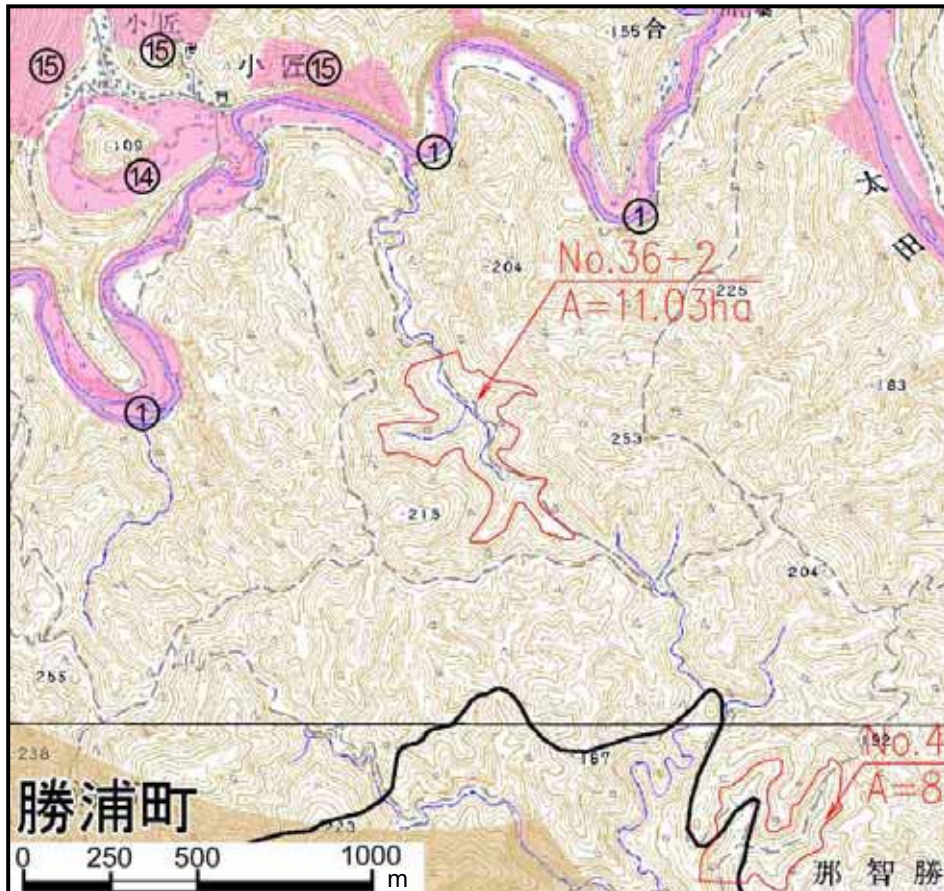
### 【候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」に関するチェック結果】

分類	項目（除外区域等）	照会・現地確認結果	評価
防災	市町村指定準用河川（河川区域）		
	災害発生地		
	地質		
	地盤の液状化		
自然環境の保全	動植物生息地		
	市町村による保全地域		
文化財保護	市町村指定文化財		
その他	開発計画等がある地域		
	病院・学校等の公共的施設		

### 【その他の情報】

確認事項	照会・現地確認結果	評価
規制区域の追加等		
その他	平成16年12月28日付け環境省告示第81号により、広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。	
	上洞小学校までの直線距離 - 約2.6km	

## 候補地 No.36-2 那智勝浦町小匠



地図上に表示している1次、2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地  
 国立公園区域・国定公園区域・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域  
 鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国・県指定文化財  
 用途地域 特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域  
 保安林 国有林 熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層  
 主要道路から半径2km圏外の地域 ②水道水源の取水地点とその半径1kmの地域

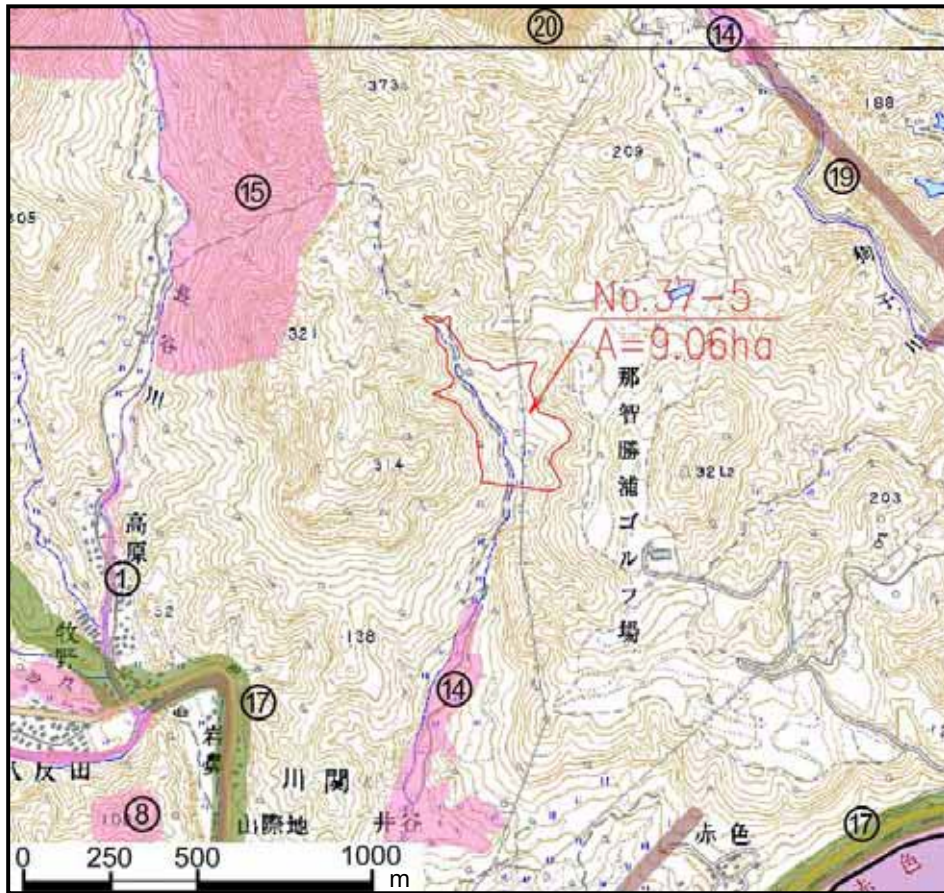
### 【候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」に関するチェック結果】

分類	項目（除外区域等）	照会・現地確認結果	評価
防災	市町村指定準用河川（河川区域）		
	災害発生地		
	地質		
	地盤の液状化		
自然環境の保全	動植物生息地		
	市町村による保全地域	町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」に指定	要検討
文化財保護	市町村指定文化財		
その他	開発計画等がある地域		
	病院・学校等の公共的施設		

### 【その他の情報】

確認事項	照会・現地確認結果	評価
規制区域の追加等		
その他	下流小匠川は、小匠ダム操作流域内	要検討
	小匠ダムまでの直線距離 - 約1.6km	

# 候補地 No.37-5 那智勝浦町川関



## 地図上に表示している1次、2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地  
 国立公園区域・国定公園区域・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域  
 鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国・県指定文化財  
 用途地域 特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域  
 保安林 国有林 熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層  
 主要道路から半径2 km圏外の地域 ②水道水源の取水地点とその半径1 kmの地域

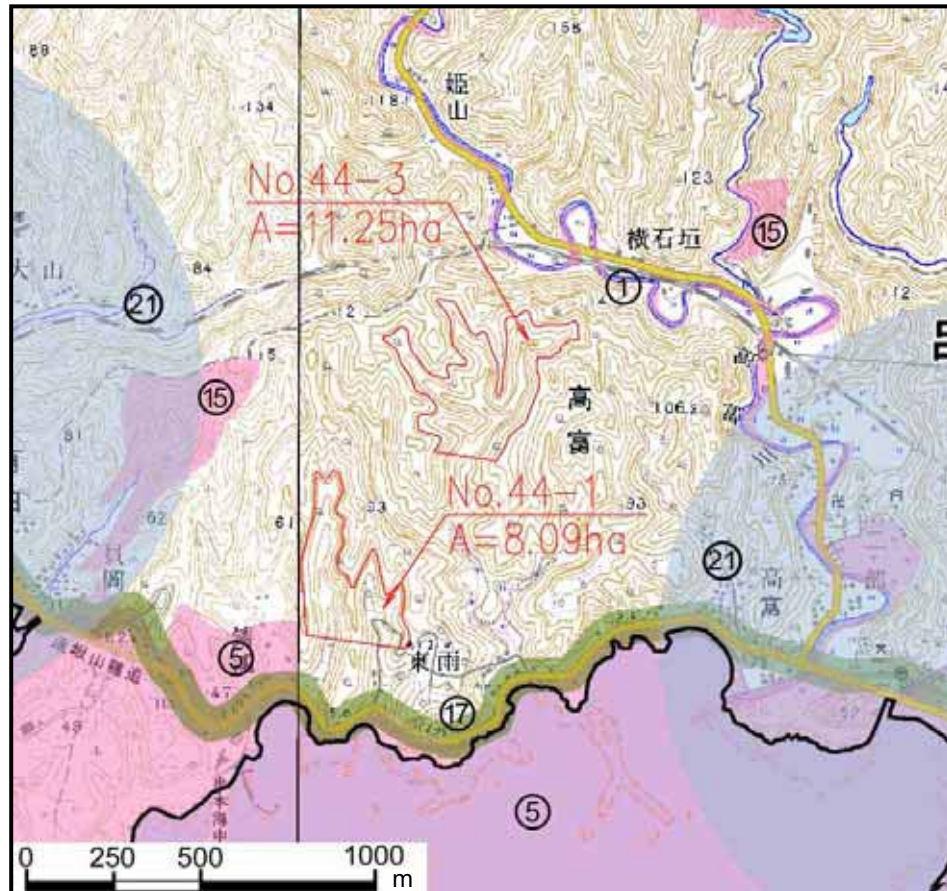
## 【候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」に関するチェック結果】

分類	項目（除外区域等）	照会・現地確認結果	評価
防災	市町村指定準用河川（河川区域）		
	災害発生地		
	地質		
	地盤の液状化		
自然環境の保全	動植物生息地		
	市町村による保全地域		
文化財保護	市町村指定文化財		
その他	開発計画等がある地域		
	病院・学校等の公共的施設		

## 【その他の情報】

確認事項	照会・現地確認結果	評価
規制区域の追加等		
その他	上空に送電線及びエリア内に鉄塔がある。	要検討
	ゴルフ場に隣接している。	

## 候補地 No.44-3 串本町高富



### 地図上に表示している1次、2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地  
 国立公園区域・国定公園区域・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域  
 鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国・県指定文化財  
 用途地域 特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域  
 保安林 国有林 熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層  
 主要道路から半径2km圏外の地域 ②水道水源の取水地点とその半径1kmの地域

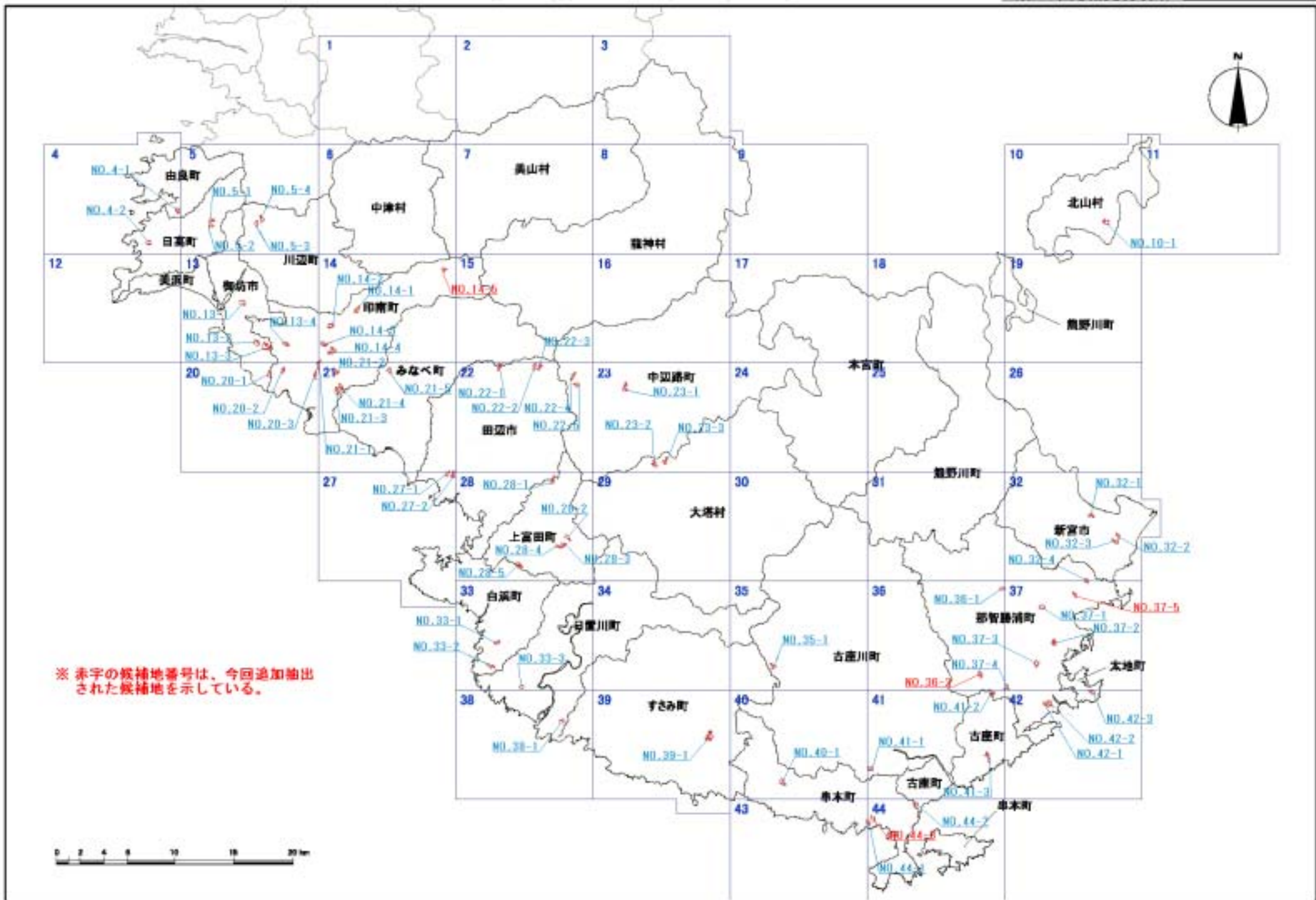
### 【候補地選定基準「表3 候補地群の抽出基準」に関するチェック結果】

分類	項目（除外区域等）	照会・現地確認結果	評価
防災	市町村指定準用河川（河川区域）		
	災害発生地		
	地質		
	地盤の液状化		
自然環境の保全	動植物生息地		
	市町村による保全地域		
文化財保護	市町村指定文化財		
その他	開発計画等がある地域		
	病院・学校等の公共的施設		

### 【その他の情報】

確認事項	照会・現地確認結果	評価
規制区域の追加等		
その他		

# 候補地位置図



※ 赤字の候補地番号は、今回追加抽出された候補地を示している。

## カモシカについて (和歌山県レッドデータブックH13.3より抜粋)

カモシカ	ウシ目 ウシ科	学術的重要
選定の理由	本種は日本固有種である。1934年に天然記念物に指定され、1955年には特別天然記念物に指定されている。現在、四国・九州の個体群は保護に留意すべき地域個体群とされている。	
種の概要	これまでは、山地帯、亜高山地帯の岩場に生息するものと考えられてきた。記念物に指定されるまでは、ニク、アオ、アオシシなどと呼ばれ、肉食用、毛皮獣として主要な狩猟対象とされてきた。種の特徴として雌雄とも短い鋭い角を持っている。体色は、一般には、濃褐色であるが、緯度、高度が高くなるに従い白色に近くなると言われている。	
分布状況	本県では、基本的には、高野町から中辺路町にいたる、いわゆる紀伊山地、果無山脈(北山村を含む)を中心に、それから西に延びる稜線沿いと大塔山系に生息する。最近はその生息域を拡大し、北部では龍門山の南斜面まで、中部では日高郡由良町三尾川、南部では、白浜町椿(JR椿駅の上)、古座町古座まで、海拔50m程の低地にまでおよび、しかも、常時集落周辺に出没している。	
生息条件	基本的には落葉広葉樹林(ブナ・ミズナラ群落)あるいは針広混交林(ナラ・モミ等)を好み、その幼木や落葉、新芽、果実を常食としている。本県のような照葉樹林帯では、シイ・カシ群落や群落内の低木層やシイ・カシ萌芽林も利用している。また、植林されたヒノキ、スギなどの幼木も格好の食物として利用されている。本県では、植林地でかなりの被害が出ているものと思われる。	
学術的価値	その全国的な分布状況からみると、 <u>紀伊半島だけが独立した分布域を形成しているといえる</u> 。本県の分布の特徴として、 <u>紀ノ川以南のほぼ全域が生息域となっているのが特徴的</u> といえよう。	

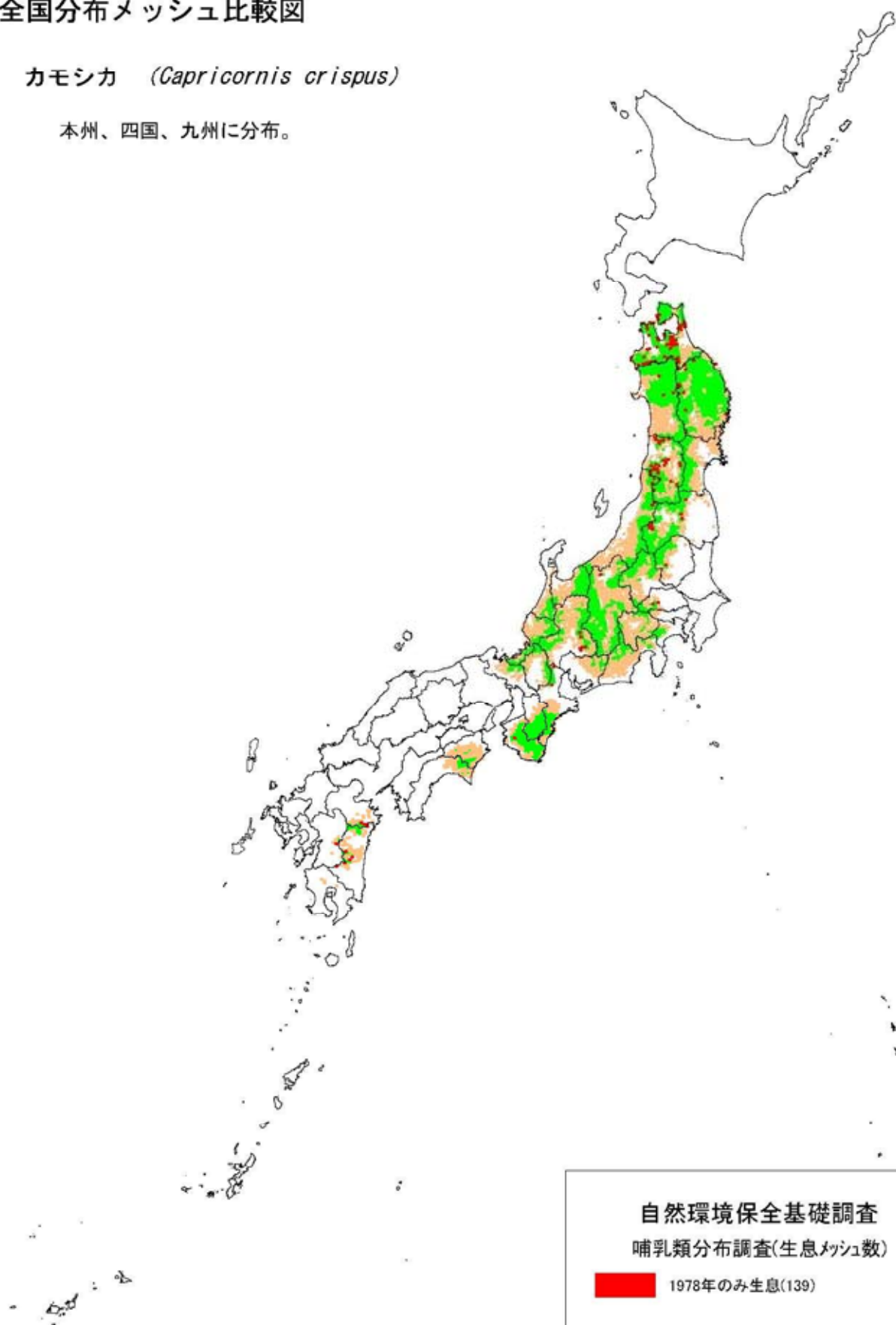
## 「学術的重要」とは - 和歌山県カテゴリー定義

絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧 類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
学術的重要	現状においては絶滅の危険度は少ないが、学術的に価値を有する種次のいずれかに該当するもの 1) 和歌山県が分布の限界となっているもの 2) 和歌山県に特産するもの 3) 全国的にみて特異な分布状況を示すもの 4) <u>全国版RDBや近畿版RDBに掲載されているもの</u> 5) 和歌山県が模式山地であり、かつ特に学術的価値を有するもの等

## 全国分布メッシュ比較図

カモシカ (*Capricornis crispus*)

本州、四国、九州に分布。



# 森林吸収源対策推進プラン重点区域について

## 1. 趣旨

地球温暖化対策推進大綱における森林の吸収量により1,300万炭素ト程度を確保するという目標を達成するためには、適切な森林の整備・保全の推進が不可欠となっているが、近年、間伐等森林を健全に維持するための施業や伐採後の植林が行われない管理不十分な森林が見られるなど、その達成は困難なものとなるおそれがある。

このため、各都道府県において、森林吸収源対策としての森林の整備・保全を進めるためのプランを策定しその着実な推進を図り、森林吸収源対策の推進を行う。

## 2. 事業主体：和歌山県

## 3. 事業内容

地球温暖化防止のための森林吸収源対策を着実に達成するため、平成15年度以降の5カ年を期間とするプランを策定するとともに、この推進プランに基づき森林の整備・保全を進めるために必要な普及啓発活動等を行う。

なお、重点区域は和歌山県内10カ所の区域を選定

## 4. 古座川重点区域

### (1) 概況

古座川町の中域に位置し、県道から近い位置にあるが、森林所有者の林業意欲の低迷等から森林整備が遅れている状況となっている。区域内は、35年生以下の幼弱齢林の割合が高く、森林施業は、長期にわたって放置されている区域が多く、スギ、ヒノキを主とした約100haの管理不十分な森林である。

この区域の整備を促進することにより、管理された森林区域を作り出すことができ、周辺地域への波及効果も期待される区域である。

### (2) H15～19に必要な森林の整備・保全の内容

- ・森林整備 - 間伐 全体 60.83ha (H15で進捗率47%)
- ・保全対策 - 森林パトロール 全体 75.39ha (H15で進捗率100%)

## 那智勝浦町水源涵養林整備計画（H13.12）について

### 1．計画の目標

林業の衰退に伴う人工林の管理不足により森林の公益的機能の低下が危惧されている背景を踏まえ、2つの条例に基づく基金を運用し、水源涵養機能上重要な森林を購入するための方針、及び水源涵養林を育成するための整備方針を策定

### 2．基金条例

#### （1）那智の滝源流水資源保全事業基金設置条例（H13.3制定）

名瀑那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することが目的

#### （2）那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例（H11.3制定）

水源涵養林の保全、育成等に必要な財源を確保し、貴重な水資源を将来にわたり、豊富かつ安全に供給することが目的

### 3．地域の設定

#### （1）購入すべき地域

水源涵養機能を持ち、かつ貴重な植生・重要な植生であると判断される森林  
整備方針 - 複層林施業の適用による広葉樹林への誘導

#### （2）整備すべき地域

人工林がまとまって分布する地域

整備方針 - 複層林施業の適用による広葉樹林への誘導

長伐期施業の適用による大径木及び豊富な下層植生の育成

#### （3）維持すべき地域

購入すべき地域、整備すべき地域以外の地域

整備方針 - 伐採・開発等の大きな変化がされないように現状を維持

### 4．各地域の整備等に充てる基金と状況

#### （1）那智の滝源流水資源保全事業基金

ふるさと創生資金1億円を平成13年度に積み立て、平成15年度から毎年500万円を積み立てている。（寄附金 約730万円あり）

「購入すべき地域」の購入・整備に必要な財源としているが、普及啓発活動が主

#### （2）那智勝浦町豊かな水資源保全基金

平成11～14年度まで毎年1,000万円、平成15年度以降500万円を積み立てている。（寄附金 約75万円あり）

「整備すべき地域」「維持すべき地域」の整備・維持に必要な財源としているが、整備計画書の策定やパンフレットの作成等普及啓発活動が主で、水源涵養に伴う森林整備事業は実施されていない。

## 農道「勝浦サンベルトライン」(那智勝浦町) 県が建設を凍結 避難路で期待の町「非常に残念」

県は、那智勝浦町で建設を進めていた農道「勝浦サンベルトライン」事業を、新年度から凍結することを決めた。厳しい財政状況の中、新年度以降、国の交付税見直しで県の負担額が大幅に増えることが主な要因。那智勝浦町は「山間部の観光ルートや災害時の避難ルートとして期待していただけに、非常に残念」と話している。



同事業は、災害時の国道42号の代替道路や農作物の輸送路を目的に、同町湯川 井鹿間に、国道42号に接続する町道(広芝線)と県道(南平野下里停車場線)をつなぐ農道約3・9キロを新設する計画。総事業費は約60億円で、平成9年度から着工し、本年度末に完成させる予定だった。しかし、実際には約8億円かけて、湯川側の17メートルと井鹿側の333メートルの計350メートルが完成したのみ。



本年度までは、総事業費に占める県の実負担は約4割だったが、国の交付税見直しで来年度以降は約7割にまで増え、残る約52億円もの事業費を予算化する見通しが立たないことから、建設の休止を決めた。

県耕地課は整備済み区画(約350メートル)の管理などについて、今後、同町と話し合っ決めてたいとしている。

【県が凍結を決めた農道「勝浦サンベルトライン」(那智勝浦町湯川で)】

## 用地絞り込みの際の留意事項について

### 1 はじめに

前章において、ヶ所の候補地を候補地群として示した。

この候補地群から建設用地を絞り込む作業は、最終処分場の建設事業を実施する事業主体が行うこととなるが、実際には、この絞り込みが今回の取り組みにおいて最も重要な部分となる。

そこで、本章においては諮問事項2に対する答申として、「事業主体が用地を絞り込む際の留意事項」を示すこととする。

なお、留意事項については「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」の答申の基本理念である「100年経っても美しい紀南」を念頭に置き、検討を行った。

### 2 留意事項に関する基本的な考え

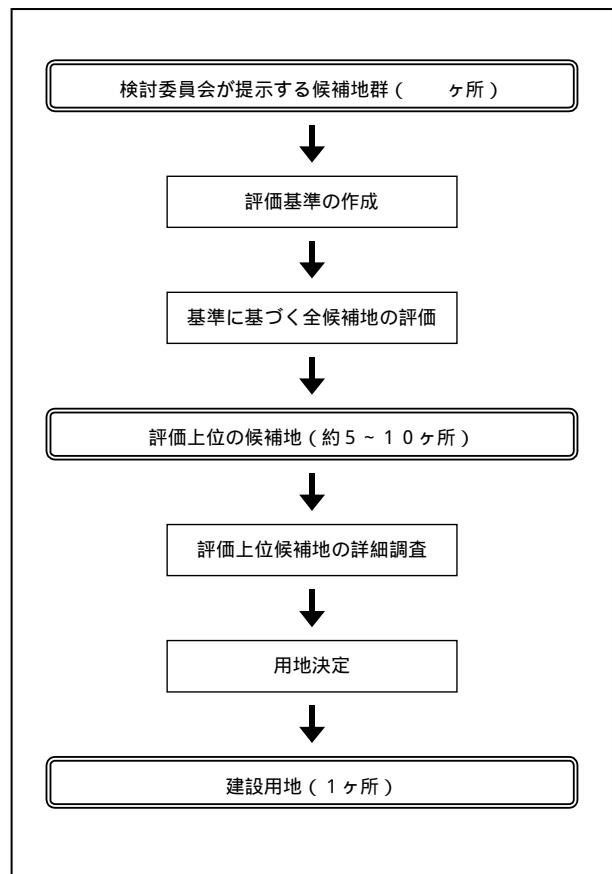
候補地群の選定基準として、委員会では、個別地域の事情は特に勘案せずに、一律に当てはめられる基準を用いた。

これは、建設される最終処分場の整備計画が現段階で具体的ではなく、紀南全域という広い範囲の地域では個々の事情を勘案することが困難であったためである。

従って、本章においては、先ず、事業主体が候補地群から建設用地を絞り込む際に、個別地域の事情を十分勘案するうえで、特に留意すべき事項を示し、次に、絞り込みを円滑に達成するための方策について示すこととする。なお、用地絞り込みの流れは、右図のようなものを想定している。

留意事項には、個々の考え方は正しいが、相反する関係にあるものもあり、全てを満足させることは困難だが、事業主体がこれらの事項に留意して、今後の事業を進めることで、「紀南地域にふさわしい最終処分場」の確保につながると考える。

ただし、以下に掲げる事項が最終処分場の整備・運営のために必要な事項全てを網羅しているのではない。特に、建設用地の絞り込みにおいては、事業主体が他の事項についても十分考慮する必要がある。



用地絞り込みの流れ (想定)

### 3 用地絞り込みの際の留意事項

#### (1) 自然環境の保全

##### 希少動植物

候補地群を選定する際には、和歌山県レッドデータブックに示されている希少動植物の生息地について、除外地域を設定している。

しかしながら、紀南地域の豊かな自然の恵みを後世に継承していくために、和歌山県レッドデータブックに示されていない貴重な動植物の存在についても専門家に照会するなど、十分に配慮し判断していく必要がある。

##### 開発規模

最終処分場の施設整備、搬入道路の拡幅などの工事により、自然環境の破壊が懸念される場合は、必要最小限度に留められるような配慮が必要である。

#### (2) 地理的条件の考慮

##### 地形・地質

候補地群を選定する際には、地図上で分かる範囲で地形・地質情報を判読し、候補地の抽出を行った。

しかし、昨年、日本各地で発生した、地震・台風による災害を考えれば、この点については非常に慎重な判断が求められる。従って、絞り込みの際には候補地毎に航空写真による判読や詳細な現地調査を実施する必要がある。

##### 降水量

紀南地域は年間降水量が多い地域である。従って、絞り込みの際には、山の斜面からの流水や谷水などによる流域周辺に及ぼす影響も十分考慮するとともに、当該地域の降水量や集水面積等を勘案した方策も併せて検討していく必要がある。

##### 周囲の土地利用状況

将来的に新たな最終処分場の確保が困難を極めることが予想されることや災害時に備えた受入余力なども勘案すれば、周囲に利用可能な土地がどの程度あるかについても考慮する必要がある。

#### (3) 景観への配慮

##### 熊野古道

「紀伊山地の霊場と参詣道」が平成16年7月に世界遺産に登録された。

候補地群を選定する際には、世界遺産登録に伴う地域及び熊野古道に関しては、世界遺産に指定された部分は当然として、指定されていない部分についてもできる限り尊重し、除外地域として設定している。

しかし、古道からの眺望、搬入道路との位置関係等、完全に配慮し切れていないと

考える。従って、紀南地域にふさわしい最終処分場を整備するためには、絞り込みの際に、熊野古道の保全についてさらなる配慮が必要である。

#### 観光地

紀南地域には、温泉や名勝といった観光地が数多く存在し、観光が地域の主要産業となっている。

しかしながら、候補地群を選定する際には、最終処分場が立地した場合にその周辺からどう見えるのか、また、景観に馴染み得るかどうかなどについては特に配慮を行っていない。従って、絞り込みの際には周辺の景観との適合や位置関係も考慮することが必要である。

### (4) 社会的条件の考慮

#### 飲料水

候補地群を選定する際には、水道法による上水道、簡易水道の水源から一律の基準にて除外地域を設定しているが、地域内にはそれ以外の飲料水供給施設や営農飲雑用水、専用水道などを利用して生活している方々も多く、その水源としては谷水や伏流水、地下水が大半である。従って、絞り込みの際には、このような水源の確認を十分行う必要がある。

#### 下流の利水状況

絞り込みの際には、下流に存在する民家、施設等の状況や農業等による利水状況も調査し、何らかの影響が想定される場合には、その影響を回避する方策について検討していく必要がある。

#### 周辺の人口

最終処分場の立地場所に関しては、人の居住地から離れている方がよいという意見と、発生源である人口密集地に近い方がよいという意見の二通りの意見がある。このため、絞り込みの際には、受け入れる廃棄物の種類、処分場の構造や周辺施設、発生源からの運搬距離、跡地利用等を勘案して総合的に判断する必要がある。

#### 同種の施設の集中

廃棄物処理施設の立地に関しては、同種の施設の集中が問題となる場合と、一つの産業として捉えた場合には、集積させる場合の方が地域にとってはメリットとなることがある。従って、絞り込みの際には、施設の形態、周辺環境への影響、経済性、地元貢献等を勘案し、総合的に判断する必要がある。

#### 地元との協定等

候補地群を抽出する際には、いわゆる「迷惑施設」に関する各候補地の特殊事情(過去の問題から地元が反対表明をしている、市町村と地元で協定が結ばれているなど)

については特に考慮していない。今後の絞り込みの際にはそれらのことについても十分配慮する必要がある。

#### 経済性

候補地群を選定する際には、施設整備に必要な面積については考慮しているが、土地の価格や地形に応じた施設建設や搬入道路建設の費用等については特に考慮していない。従って、絞り込みの際には環境影響と経済性の比較考量を十分行い、判断する必要がある。

また、将来的に新たな最終処分場の確保が困難を極めることが予想されることや災害時に備えた受入余力なども勘案すれば、面積に余裕のある用地の確保も考慮する必要がある。

### 4 留意事項を考慮しつつ建設用地の絞り込みを円滑に行うための方策

事業主体が留意事項を考慮し、建設用地を絞り込むためには、情報公開、住民参加を基本とし、事業主体、県、市町村、産業界が一体となって建設用地の絞り込みに取り組むことが必要である。以下にその方策を提案する。

#### (1) 情報公開

結果のみを公開するのではなく、途中経過も含めたすべての情報を公開すること  
県・市町村広報紙や地方新聞への広告をはじめとした、多くの媒体を用い、情報発信に努めること

分かりやすく、丁寧かつ詳細に内容を公開すること。特に絞り込みの際には基準を数値化する等、誰もが理解しやすい表現に努めること

施設は地域の住民全てに必要なものであり、共に造っていくという協働の姿勢を明確にするため、施設の必要性についての説明を怠らないこと

周辺環境整備、跡地利用計画などの将来的な構想・計画について検討し、その内容を公開すること

施設が立地することによる地域への影響(メリット、デメリット)について検討し、その内容を公開すること

#### (2) 住民参加

具体的な住民参加の方法を事業の開始にあたってあらかじめ提示すること

住民の参加する委員会を設置すること

評価上位候補地から建設用地決定の過程での住民の参画を図ること

評価項目・基準の作成及び全候補地の評価の段階においても、委員会を公開で開催し、情報公開と住民意見の反映を十分行うという形で住民参加型の運営を行うこと

委員会に参加する住民は環境問題、ごみ問題に関心ある方を優先すること

### (3) 事業主体・行政の役割

#### 事業主体

本答申の趣旨を十分尊重すること

行っている取り組みについて常に情報発信を行うこと

最終処分場のイメージを前向きなものとし、周辺整備や跡地利用の計画も提案し、住民に理解を求めること、同時に住民とともに考え造っていくという協働の姿勢を示すこと

#### 行政

事業主体の取り組みに対して、連携して支援に努めること

事業主体が本答申の趣旨を十分尊重するよう指導すること

廃棄物の減量、資源化のための取り組みも併せて実施すること

## 5 さいごに

委員会として紀南地域にふさわしい最終処分場の整備、運営のあり方についての要望事項を以下にまとめた。

これらのことは、用地を絞り込む段階においても重要な事であり、事業主体がこの趣旨を十分尊重し、事業を実施されるよう期待する。

### (1) 循環型社会の推進体制の構築

地域内の市民、事業者、行政が広域にわたって共同で循環型社会実現に向けて、企画、発案していく委員会を設置する。

また、「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（答申）」第4章進捗管理・情報交流体制の項にある地域全体の取り組みを統括する機関を設置する。

### (2) 長期的な計画の策定

基本理念「100年経っても美しい紀南」を実現するために、長期的な視野に立って抜本的な100年計画を策定する。

### (3) 最終処分場のあるべき姿の構築

迷惑施設というイメージを払拭できるような施設づくりに努めると共に、施設周辺の地下水・浸出水の定期検査とその公表等を行うなど、運営においても住民参加・情報公開に努める。

また、最終処分場の建設がその地区の住民にとってマイナスイメージだけでなく、プラスと考えるもらえるような方策を検討する。（例えば、地域住民の集いの場・憩いの場、環境学習室やリサイクルセンターの機能をもたせるなど）

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の  
用地選定について（答申）

（素案）

平成 年 月

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

## はじめに

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会は、紀南地域（御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡）における廃棄物処理のあり方を検討するために、紀南地域廃棄物処理促進協議会の諮問機関として平成15年4月24日に設置されました。以来、約1年間の審議を経て「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」を取りまとめ、昨年3月に協議会に答申いたしました。

協議会では、答申の基本理念を尊重しつつ、答申が提示した行動指針を踏まえながら「6つの具体的取り組み」を推進するとともに「進捗管理・情報交流体制」の構築を目指しております。

その具体的取り組みの一つであります「最終処分場の確保」に関しましては、「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定を行うために、「候補地選定基準及びその基準に基づき選定された候補地群の提示」と「事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項」の2点について、去る平成16年5月14日に当委員会に諮問がなされたところです。

委員会では、先ず候補地選定基準の検討から始め、10月に広く皆様からご意見をいただき、基準を確定させました。

その後、その基準に基づき、候補地群を抽出し、また、その候補地群から来年度以降に事業主体が建設用地の絞込みを行う際の留意事項について検討を重ねてこの度、本答申案としてとりまとめました。つきましては、皆様方から忌憚のないご意見を幅広く賜りますようお願いいたします。

平成 年 月 日

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会  
委員長 橋本卓爾

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会委員名簿

(敬称略：50音順)

	氏名	所属又は住所
学 識 委 員	井伊 ひろゆき 博 行	和歌山大学システム工学部教授
	かねこ ひろずみ 金子 泰 純	和歌山大学システム工学部助教授
	はしもと たくじ 橋本 卓 爾	和歌山大学経済学部教授
	もりぐち よしき 森口 佳 樹	和歌山大学経済学部助教授
	やまもと はじめ 山本 甫	(財)大阪市環境事業協会常務理事
	よりもと かつみ 寄本 勝 美	早稲田大学政治経済学部教授
公 募 委 員	おがた じゅんこ 緒方 順 子	新宮市在住
	おの まさはる 小野 正 治	新宮市在住
	かしわざき ゆきお 柏崎 幸 雄	中辺路町在住
	こんどう のぶこ 近藤 信 子	田辺市在住
	ささき よしのり 佐々木 香 徳	田辺市在住
	しみず かずこ 清水 和 子	古座町在住
	すがわ よりいち 須川 頼 一	新宮市在住
	にしの としはる 西野 稔 治	串本町在住
	もり まさかず 森 正 一	上富田町在住

：委員長、      ：副委員長

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会は、紀南地域廃棄物処理促進協議会の諮問機関として設置されています。検討委員会の概要については、      ページを参照してください。

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会開催状況（平成16年度）

委員会開催	検 討 内 容
<p>諮問 (5/14)</p>	<p>紀南地域廃棄物処理促進協議会会長（田辺市長）より諮問</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>公共関与により整備する 「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について 候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群 の提示 事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項</p> </div>
<p>第11回 (5/29)</p>	<p>平成16年度諮問事項について 諮問事項及び検討内容 候補地選定の作業手順</p>
<p>第12回 (7/10)</p>	<p>用地選定に係る候補地選定基準について 住民及び関係者の意見の反映について</p>
<p>第13回 (9/11)</p>	<p>これまでの議論を踏まえた候補地選定の手順について 候補地選定基準（素案）について 1次スクリーニング項目の確認 2次スクリーニング項目の検討 候補地群の抽出の流れについて 候補地選定基準に関する意見募集について</p>
<p>10/18～ 11/5</p>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>第1回意見募集 「紀南地域にふさわしい最終処分場」の候補地選定基準（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補地選定基準（案）について</li> <li>・ 「紀南地域にふさわしい最終処分場」のあり方について</li> </ul> </div>
<p>第14回 (11/13)</p>	<p>候補地選定基準（案）に対する意見について 第3段階（候補地群の抽出）の進め方について 候補地群から絞り込む際の留意事項について</p>
<p>第15回 (1/22)</p>	<p>候補地選定第3段階（候補地群の抽出）について 候補地群から絞り込む際の留意事項について 答申のたたき台について</p>

# 目次

ページ

## 諮問事項 1

### 候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示

1	候補地選定の考え方	-----
1-1	想定している最終処分場について	-----
1-2	候補地選定の流れについて	-----
2	候補地選定基準	-----
表 1	1次スクリーニング基準	-----
表 2	2次スクリーニング基準	-----
表 3	候補地群の抽出基準	-----
3	候補地エリア	-----
図 3	1次スクリーニング結果地図	-----
図 4	2次スクリーニング結果地図	-----
図 5	候補地エリア (1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図)	-----
4	候補地群	
表 4	候補地群リスト	
図 6	候補地位置図	
	候補地個票	

## 諮問事項 2

### 事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項

1	はじめに
2	留意事項に関する基本的な考え
3	用地絞り込みの際の留意事項
4	留意事項を考慮しつつ建設用地の絞り込みを円滑に行うための方策
5	さいごに

## 参考

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について	-----
----------------------	-------

## 資料

候補地選定基準(案)について	寄せられた意見及び委員会としての考え方
----------------	---------------------

## **諮問事項 1**

**候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示**

# 1 候補地選定の考え方

## 1-1 想定している最終処分場について

候補地選定の前提となる最終処分場は、おおむね以下のとおり想定している。

基本仕様	基本施設：管理型最終処分場 (遮水機能を有しており、浸出水を処理施設で処理するタイプの処分場) 埋立期間：15年間を想定 埋立容量：50万 $m^3$ 年間埋立廃棄物量：2.80万t(中間処理残渣) (一般廃棄物：2.08万t 産業廃棄物：0.72万t) 埋立廃棄物量：42.0万t(2.80万t×15年間) 比重1として42.0万 $m^3$ 埋立覆土量：8.40万 $m^3$ (埋立廃棄物量の2割とする。) 用地面積：15～20ha程度のまとまりのある土地 (20haの用地とは、例えば300m×700m程度の区画である。)
------	---



図1 一般的な管理型最終処分場のイメージ図

## 1-2 候補地選定の流れについて

候補地選定は、紀南地域全域から、図2に示すように、第1段階の1次スクリーニング、第2段階の2次スクリーニングを経て候補地エリアを決定し、第3段階として候補地群の抽出を行うこととした。

なお、最終的な建設用地の絞り込みは、事業主体が実施する。

スクリーニングとは、「ふるいにかける」作業を意味する。つまり、地図上で防災、自然環境保全や土地利用計画などの諸条件（ふるい項目）を勘案し、地域全域から除外すべきと考えられる区域等を除いていく（ふるいにかける）方法である。

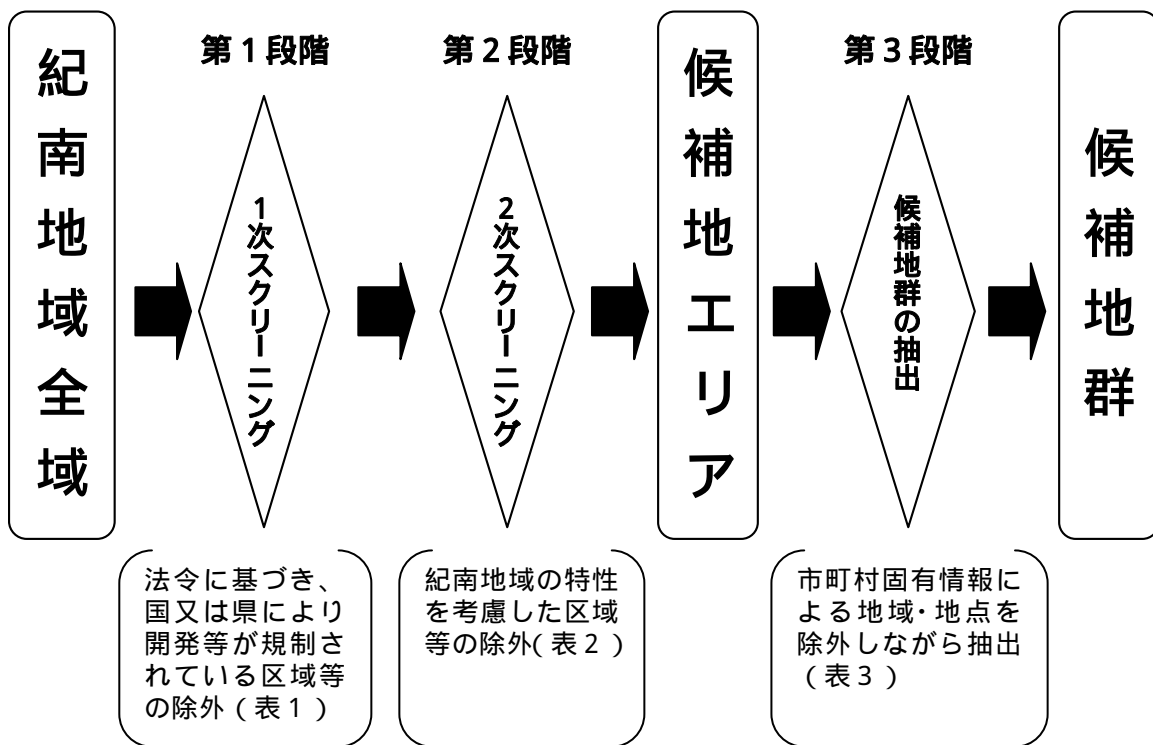


図2 候補地選定の流れ

### 第1段階：1次スクリーニング

法令に基づき、国又は県により開発等が規制されている区域等（表1：1次スクリーニング基準）を除外する。

### 第2段階：2次スクリーニング

紀南地域の特性を考慮した区域等（表2：2次スクリーニング基準）を除外する。

1次スクリーニング結果、2次スクリーニング結果及びその両者を重ね合わせた結果を図3～5（p ～ ）に示す。

### 第3段階：候補地群の抽出

1次及び2次スクリーニングにより得られた候補地エリアから、以下のように候補地群を抽出する。

#### 1 地図上での候補地群の抽出

地図上で等高線を目で見ても、施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探す。



#### 2 個別の候補地の照会

抽出した候補地群について、市町村に照会し、現地確認を含め、除外すべきものをチェックする。

チェックする項目は、市町村固有の地域・地点情報であり、表3に候補地群の抽出基準を示す。



#### 3 候補地群の確定

1次及び2次スクリーニングの項目のうち、一律の距離設定による除外では不十分なものについて、個別の候補地をチェックし、必要に応じて候補地群から除く。

(断層・活断層、水道水源の取水地点等と候補地との位置関係の考慮など)

## 2 候補地選定基準

表1 1次スクリーニング基準（その1）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
防 災	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全	河川の流水が継続して存する土地及び地形、それに類する土地 河川管理施設の敷地 堤外の土地で河川管理者が指定した区域  工作物の新築等は原則不可能
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除却、又は軽減	地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域及び地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものを主務大臣が指定  地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築等を規制
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護	急傾斜地とは、傾斜度が30度以上の土地をいう。 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある区域を知事が指定することができる。  水の浸透を助長する行為や、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置等のほか、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を規制
	砂防指定地	砂防法 砂防指定地の管理に関する条例	土砂災害の防止	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止・制限すべき土地を国土交通大臣が指定  建築物その他の工作物の新築等を規制
自然保護	国立公園区域 国定公園区域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	国立公園：我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。 国定公園：国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。  工作物の新築、土地の形状変更等を規制
	県立自然公園区域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県内にある優れた自然の風景地であって、知事が指定するもの。  工作物の新築、土地の形状変更等を規制
	和歌山県自然環境保全地域	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域で知事が指定するもの。  建築物その他の工作物の新築等を規制
鳥獣保護	鳥獣保護区域内の特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護  建築物その他の工作物の新築等を規制	

表1 1次スクリーニング基準（その2）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
文化財保護	埋蔵文化財	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財
	国指定文化財			埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地）内における土木工事等の目的での発掘を規制
		国指定文化財：国が指定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物		
		現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制		
	県指定文化財	和歌山県文化財保護条例	県内にある文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、県民の文化的向上に寄与	県指定文化財：県が指定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制
都市地域	用途地域	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止するために都市計画で知事が指定することができる。 7つの住宅系地域、2つの商業系地域、3つの工業系地域がある。
				開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	特別用途地区			用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図り、より詳細な土地利用を実現するために都市計画で知事が指定することができる。 県内では、白浜町で観光地としての環境を創出するため、娯楽レクリエーション地区を指定
				開発行為及び指定用途以外の建築物の新築等を規制
	風致地区		都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るため都市計画で知事が定める。	
			開発行為及び建築物の建築、土地造成等を規制	
	都市公園	都市計画法 都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与	地方公共団体、国が設置 ・ 都市計画施設の公園又は緑地 ・ 都道府県の区域を超える広域的都市計画施設である公園又は緑地 ・ 閣議決定を経た都市計画施設である公園又は緑地 都市公園区域の縮小（削除）は原則不可能

表 1 1次スクリーニング基準（その3）

分類	項目(除外区域等)	法令名	法令の趣旨	項目の定義及び規制等の内容
農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与	農用地等として利用すべき土地の区域として、市町村農業振興地域整備計画において定められた区域
				原則として農地転用は禁止
森林地域	保安林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに寄与	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備などの目的を達成するため必要があるときは、農林水産大臣が指定することができる。 立木の伐採、開墾その他の土地の形質を変更する行為を規制
	国有林	国有林野の管理に関する法律	国土の保全その他国有林野の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的供給及び国有林野の活用による産業の振興・住民福祉の向上	国の所有に属する森林原野 国有林を売り払い、貸し付け、又は使用させることを制限

表2 2次スクリーニング基準

分類	項目 (除外区域等)	除外区域の内容	除外の理由
防災	断層・活断層	縮尺5万分の1土地分類基本調査(昭和49年～61年、和歌山県企画部地域振興課)で示された断層及び「新編日本の活断層」(活断層研究会編)に示されている活断層の直上の区域 地図上で断層及び活断層の位置や幅を正確に把握することは困難であるので、このスクリーニングの段階では、不確定要素を含めて断層・活断層を幅50mで表示し、これを断層または活断層の直上の区域とみなす。 候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について、断層・活断層との位置関係を考慮する。	地震等による被害を回避するため
自然環境・水環境の保全	湿地	第5回自然環境保全基礎調査湿地調査報告書(平成7年、環境庁)で挙げられた湿地	多様な生物の生息地である湿地の保全のため
	水道水源の取水地点	水道法に基づく認可を受けた水道水源(上水道、簡易水道及び水道用水供給事業の水源)の取水地点から半径1km以内の区域 これは、スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について、取水状況、水源周辺の状況等の確認や水道管理者への照会などを行う。 市町村には独自に水道水源保護条例を制定しているところもあるが、開発等を直接禁止するものではなく事前協議等を求めるものであることから、水源からの距離による一律の除外を行うこととする。	水環境の保全のため
文化財保護	熊野古道と霊場	「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産 世界遺産登録推薦書に示された資産の緩衝地帯 歴史の道調査報告書(昭和54年、和歌山県教育委員会)において熊野参詣道と認められている道のうち、歴史文化的価値を有するもの(世界遺産に登録された道を除く)とその両側それぞれ50mずつの区域 については、世界遺産に登録はされなかったものの、歴史文化的価値が高く、 ・とともに保全することが望ましいため、世界遺産に登録された参詣道の保全のために市町村が制定している景観保全条例の考え方に準じて道とその両側それぞれ50mずつを候補地エリアから除外する区域として採り上げる。 この距離の設定については、スクリーニングを行う上での最低限の距離設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について再考慮を行う。	歴史文化的価値の非常に高い熊野古道とその周辺環境の保全のため
その他	主要道路	主要道路(林道・農道含む、車道幅員5.5m以上の道路)から2km以上離れた区域 この距離設定については、スクリーニングを行う上での設定であり、候補地エリアから候補地群を抽出する際に、個別の候補地について周囲の道路整備状況などを考慮する。	大規模開発による環境への影響や建設コスト増加を回避するため

表3 候補地群の抽出基準

分類	項目 (除外区域等)	除外地域・地点の内容	除外の理由
防災	市町村指定準用河川 (河川区域)	河川法を準用し、市町村が指定した河川	河川の保全のため
	災害発生地	土砂災害、洪水被害が頻繁に発生する地域として市町村が把握している地域	土砂災害、洪水被害などを回避するため
	地質	防災上の理由から、最終処分場の立地に適さない地質の地域	処分場設置に適さない地質の土地への立地を回避するため
	地盤の液状化	発生する可能性のある大規模地震で、想定される液状化現象の危険度が極めて高い地域	液状化の危険性の高い土地への立地を回避するため
自然環境の 保全	動植物生息地	和歌山県レッドデータブックに示されている希少動植物の生息地	希少動植物の保護のため
	市町村による保全地域	市町村が条例、計画等で定めた自然や動植物等の保全地域	自然環境や動植物の保全のため
文化財保護	市町村指定文化財	市町村文化財保護条例に定める文化財が存在する地域・地点	文化財の保護のため
その他	開発計画等がある地域	市町村により既に将来的な土地利用計画が決定している地域	将来の利用計画が決定している土地への立地を回避するため
	病院・学校等の公共的施設	不特定多数の人が利用する公共的施設が立地している地点	現に公共的利用がされている土地への立地を回避するため

### 3 候補地エリア

---

候補地選定基準に基づきスクリーニングを実施した結果を図3～5に示す。  
図5の白地の部分が候補地エリアとなる。

図3：1次スクリーニング結果地図

図4：2次スクリーニング結果地図

図5：候補地エリア（1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図）

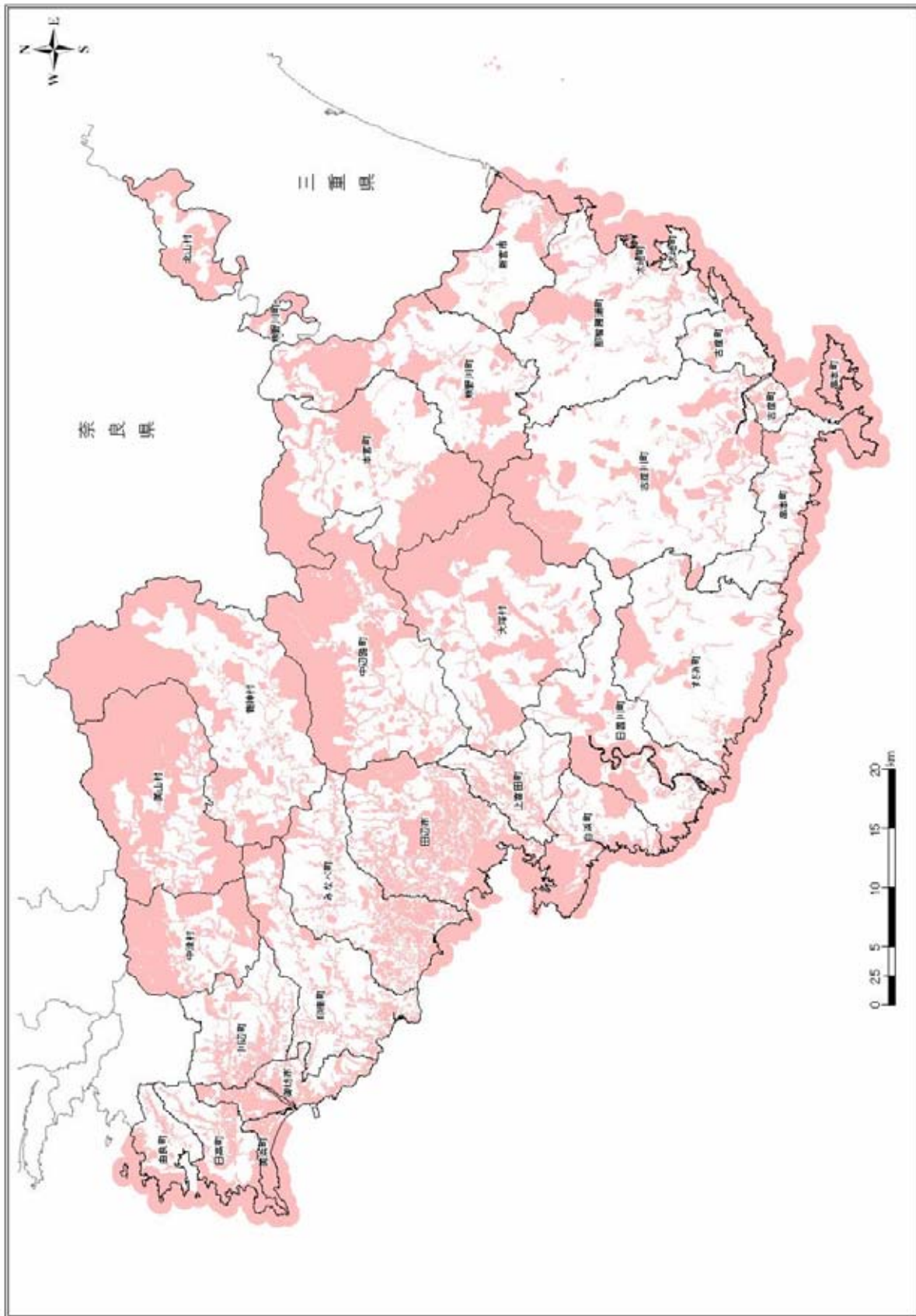


図3 1次スクリーニング結果地図



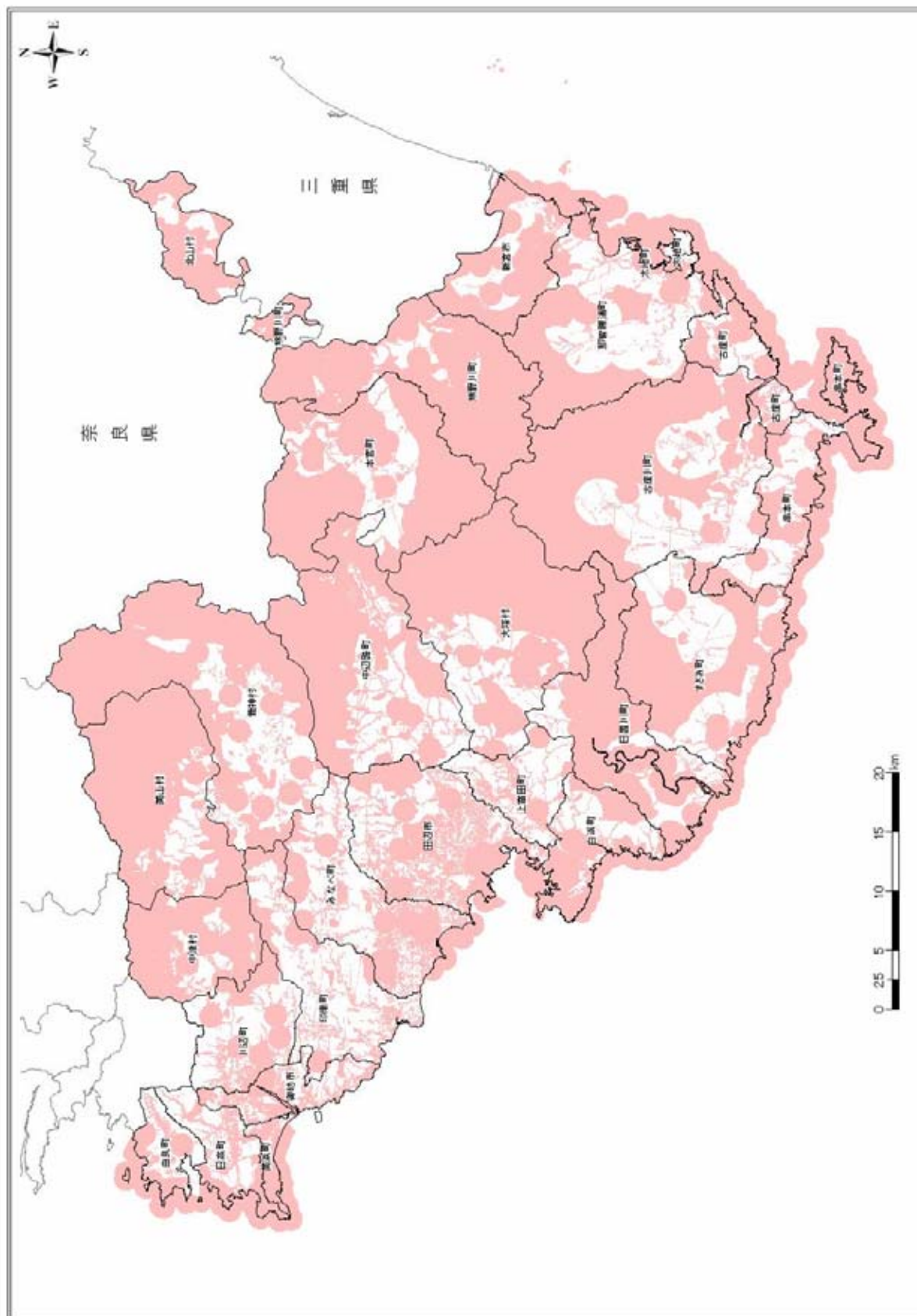


図5 候補地エリア（1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図）

## 4 候補地群

候補地エリアから、1 - 2で示した候補地選定の流れの第3段階「候補地群の抽出」を行い、箇所候補地を候補地群として確定した。

「候補地群の抽出」の流れを以下に示す。

### (1) 地図上での候補地群の抽出

1 - 1で示した想定埋立容量50万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を確保できる理想的な谷を下記抽出基準に基づき地図上で抽出し、66ヶ所の候補地が得られた。

#### 地図上で候補地を抽出する際の基準

縦断勾配：20%以下

面積：7.5ha以上

埋立高さ：底部より50m以下

堰堤高さ：30m以下

ここで言う「面積」は、実際に廃棄物の埋立を行う場所の面積であって、選定の前提としている「用地面積」の20haは、附帯施設や緩衝緑地などを含めた全用地面積

### (2) 個別の候補地の照会

抽出された66ヶ所の候補地について、

- ・ 県関係部局への候補地照会
- ・ 市町村への候補地照会
- ・ 専門家による候補地の評価
- ・ 現地確認調査

を実施した。

### (3) 候補地群の確定

それらの結果をもとに個別候補地について検討を行い、66ヶ所の候補地うちヶ所を、選定基準を満たす候補地群として確定させた。(表4 候補地群リスト)

なお、候補地の位置関係は「図6 候補地位置図」に、それぞれの候補地の情報については、～ ページの個票で示す。

表4 候補地群リスト

市町村 (候補地数)	大字	候補地 番号	面積 (ha)	縦断 勾配 (%)	留意 事項	個票 掲載 ページ
御坊市(4)	塩屋町北塩屋	NO.13-1	12.26	3		
	名田町野島	NO.13-2	12.32	7		
	名田町上野	NO.13-3	23.48	4		
	名田町楠井	NO.20-1	9.35	9		
日高町(3)	比井	NO.04-2	9.57	4		
	萩原	NO.05-1	8.17	15		
	萩原	NO.05-2	8.29	15		
由良町(1)	阿戸	NO.04-1	9.65	8		
川辺町(2)	千津川	NO.05-3	8.32	7		
	中津川	NO.05-4	9.16	8		
印南町(11)	松原	NO.14-1	10.51	5		
	美里	NO.14-2	13.07	6		
	印南原	NO.14-3	9.88	5		
	羽六	NO.14-4	14.20	7		
	川又	NO.14-5	7.79	6		
	津井	NO.20-2	7.52	8		
	西ノ地	NO.20-3	7.86	5		
	西ノ地	NO.21-1	10.62	5		
	羽六	NO.21-2	9.26	12		
	古屋	NO.21-3	10.87	6		
	古屋	NO.21-4	8.75	8		
田辺市(4)	上芳養	NO.22-1	7.67	14		
	秋津川	NO.22-2	8.93	7		
	秋津川	NO.22-3	9.88	6		
	稲成町	NO.27-2	7.60	15		
みなべ町(1)	西本庄	NO.21-5	9.04	6		
白浜町(1)	椿	NO.33-2	9.40	13		
中辺路町(2)	水上	NO.22-4	9.26	6		
	温川・高原	NO.23-1	10.25	7		

市町村 (候補地数)	大字	候補地 番号	面積 (ha)	縦断 勾配 (%)	留意 事項	個票 掲載 ページ
大塔村(2)	下川下	NO. 23-2	9.33	12		
	下川下	NO. 23-3	8.55	11		
上富田町(5)	岡	NO. 28-1	7.51	13		
	岩田	NO. 28-2	9.36	7		
	岩田	NO. 28-3	7.58	8		
	岩田	NO. 28-4	7.81	9		
	生馬	NO. 28-5	8.83	4		
日置川町(2)	日置	NO. 33-3	7.57	19		
	塩野	NO. 38-1	8.99	5		
新宮市(1)	南檜杖	NO. 32-1	8.25	14		
串本町(3)	和深	NO. 40-1	12.81	9		
	高富	NO. 44-1	8.09	9		
	高富	NO. 44-3	11.25			
那智勝浦町 (5)	小匠	NO. 36-2	11.03	5		
	井鹿	NO. 37-3	12.40	16		
	川関	NO. 37-5	9.06	8		
	粉白	NO. 42-1	8.07	7		
	粉白	NO. 42-2	12.22	19		
太地町(1)	太地	NO. 42-3	9.81	5		
古座町(2)	田原	NO. 41-3	11.36	3		
	姫	NO. 44-2	8.52	5		
古座川町(2)	添野川	NO. 35-1	8.20	10		
	鶴川	NO. 41-1	7.76	12		
北山村(1)	大沼・竹原	NO. 10-1	11.92	7		

No. 41-2は那智勝浦町・古座町にまたがる。

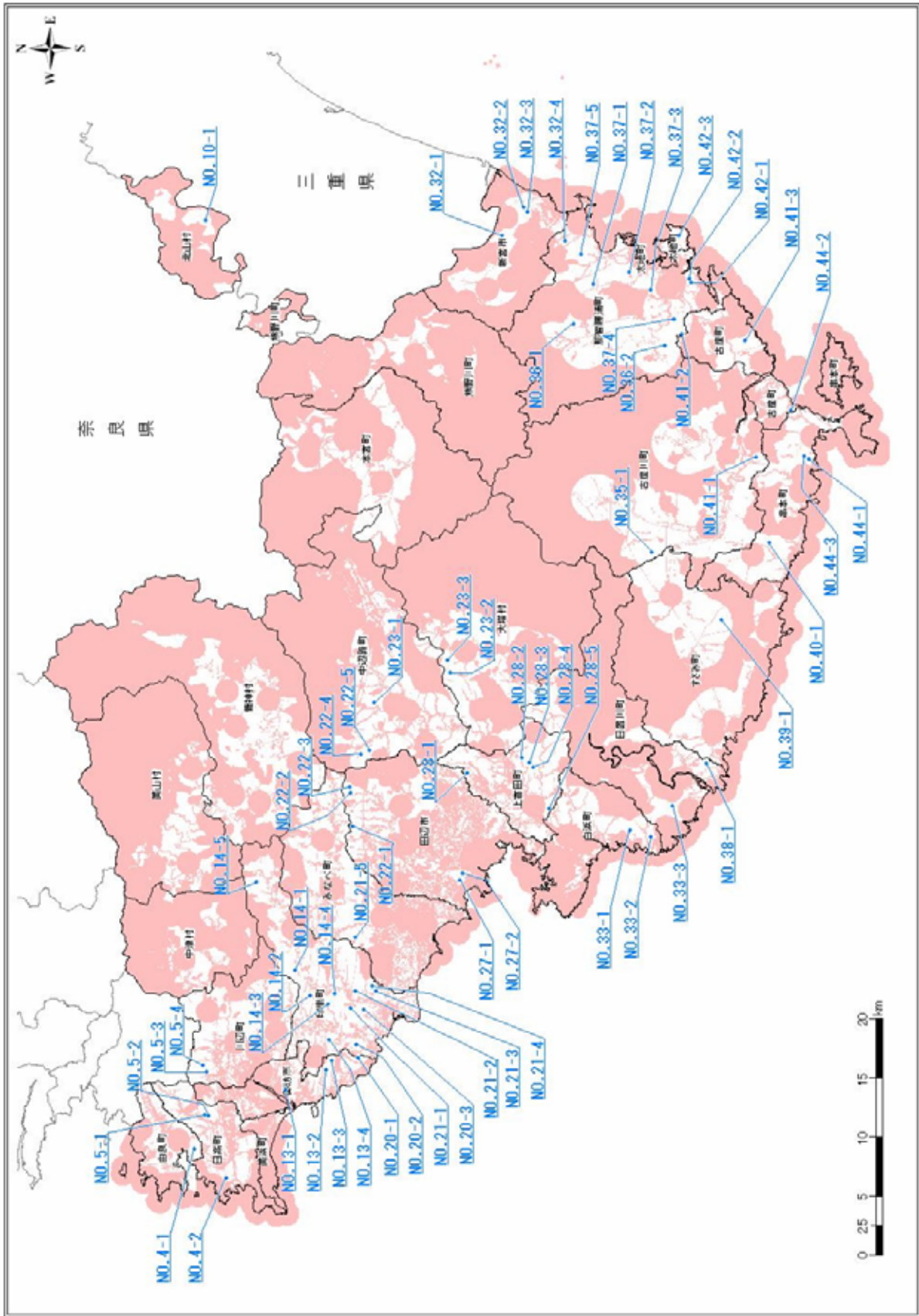
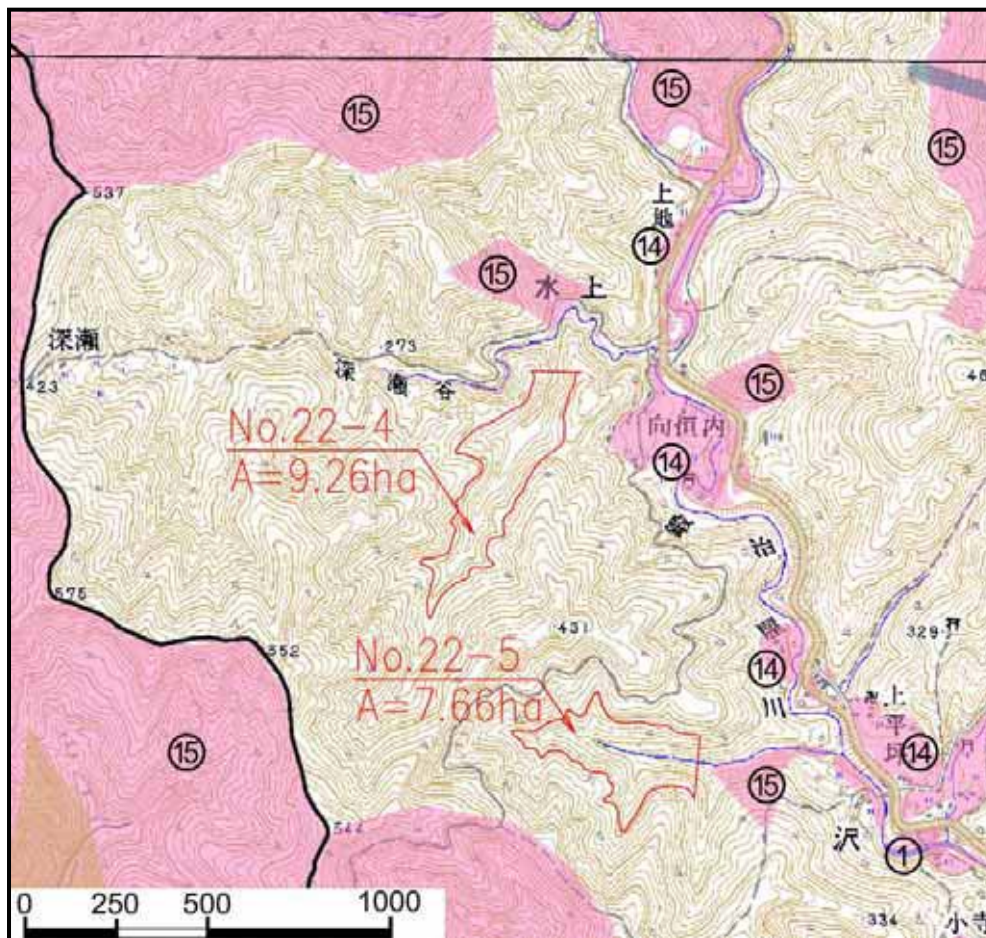


图 6 候補位置图

## 候補地 No.22-4 中辺路町水上



### 【この候補地に関する留意事項】

特に無し

### 【この候補地に関する留意事項】

特に無し

### 地図上に表示している1次、2次スクリーニング項目

河川区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定地  
国立公園区域・国定公園区域・県立自然公園区域 和歌山県自然環境保全地域  
鳥獣保護区域内の特別保護地区 埋蔵文化財 国・県指定文化財 用途地域  
特別用途地区 風致地区 都市公園 農用地区域 保安林 国有林  
熊野古道と霊場 湿地 断層・活断層 主要道路から半径2km圏外の地域

②水道水源の取水地点とその半径1kmの地域

## **諮問事項 2**

**事業主体が候補地群から  
具体的に絞り込む際の留意事項**



第16回検討委員会 「議題(2)用地絞り込みの際の留意事項について」の検討結果を踏まえてここに記述



## 参考 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について

### 1 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会の概要

#### (1) 設置の目的

紀南地域廃棄物処理促進協議会が紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について、情報公開と住民参加による開かれた検討を行うことを目的とし、「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」が平成15年4月24日に協議会の諮問機関として設置された。

#### (2) 委員会の構成

紀南地域に在住又は勤務されている方で、公募により参加された公募委員9名に学識経験者6名を加えた計15名で構成されている。

#### (3) 会議の公開

委員会の会議は原則公開で、傍聴が可能。

#### (4) 住民参加

インターネット等により会議の内容を紹介するとともに、必要と思われる段階で報告会を開催し、住民意見を募集する。

#### (5) 平成15年度の検討内容

協議会より紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について諮問を受け、10回の検討を経て平成16年3月に答申を行った。

### 紀南地域廃棄物処理促進協議会

#### (1) 設立の目的

安全で快適な地域社会の形成を目指し、豊かな緑と水に恵まれた紀南地域を後世に継承するため、廃棄物の適正な処理に関する事項を、公共関与の必要性を含めて広域的な見地から検討することを目的とし、平成14年11月29日に設立された。

#### (2) 組織及び事業概要

- ア 組織：紀南地域の26市町村及び産業関係団体、和歌山県
- イ 事業： 廃棄物の種類及び排出量の実態調査並びに課題の把握  
課題への対応方策の検討  
課題への対応に必要な施設適地の検討  
上記施設整備に係る事業主体及び事業費負担割合の検討  
上記の各事業に付随すること

## 2 紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（平成15年度答申）の概要

### （1）基本理念

#### 「100年経っても美しい紀南」

地球は今、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動により、資源の枯渇や温暖化をはじめとした深刻な環境問題に直面している。

我々は、「地方から地球環境の再生」を基本目標に掲げ、この豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承することをめざして、この地域に暮らす住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たしながら連携、協力し、紀南地域において持続的な発展が可能な資源循環型社会システムを構築する。

### （2）行動指針

連携：住民、事業者及び行政が連携して取り組む。

統一：地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。

管理：住民、事業者及び行政が、目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

### （3）6つの具体的取り組み

#### 発生抑制、排出抑制への取り組み

住民、事業者、行政は、それぞれの自己責任を果たし、また連携しながら、廃棄物の徹底した発生抑制及び排出抑制を行う。

#### 地域内での資源化品目の統一

資源化する品目の統一化を進め、地域全体で効率的な資源化の拡大を図る。

#### ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化を広域的に実施し、発生抑制や排出抑制を進める。

#### 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化し、事業系廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化を推進する。

#### 中間処理施設の活用・確保

廃棄物の種類に応じ、環境負荷の軽減を基本にしつつ、その安定性、経済的合理性等を勘案しながら、処理施設の活用・確保を図る。

## 最終処分場の確保

発生抑制や排出抑制を徹底してもなおかつ発生する廃棄物について、中間処理施設による資源化、減量化を進めるため、中間処理に伴い発生する処理残渣（リサイクル不適物）を適正に処分することが出来る最終処分場を確保する。

## （４）進捗管理・情報交流体制

取り組みを進めるため、進捗管理及び情報交流機能を有する推進体制及び評価体制を地域内に整備する。

### 対象地域

御坊市・日高郡（美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町、龍神村、みなべ町）

田辺市・西牟婁郡（白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町）

新宮市・東牟婁郡（那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村）

の3市23町村を紀南地域として検討の対象としている。



## 意見募集及び住民説明会の実施について

### 1 意見募集について

#### (1) 意見募集の対象

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について(答申)の案について

- ・ 選定された候補地群について
- ・ 用地絞り込みの際の留意事項について

提示する資料 : 答申(案)

#### (2) 募集期間

今回の第16回検討委員会終了後、2月21日(月)～3月4日(金)頃を予定。

#### (3) 応募資格

特に設けない。

#### (4) 答申(案)の入手方法

配布：協議会事務局、紀南地域の商工会議所、商工会、市町村役場、県庁循環型社会推進課、御坊保健所、田辺保健所、新宮保健所、新宮保健所古座支所  
インターネットによる閲覧：協議会ホームページ(県HPからもリンク)

#### (5) 意見の様式

別紙のとおりとする。

#### (6) 提出先(郵送、FAX、電子メールでのみ受付)

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会事務局

#### (7) 応募意見の取扱い

意見を取りまとめた上で、答申にどのように反映できるかを検討し、その結果を協議会ホームページで報告(個別の回答は行わない。)

#### (8) その他

電話での意見は受け付けない。

年齢、職業及び意見の内容は、原則公開(住所・氏名・電話番号については公開しない)

## 2 住民説明会について

### (1) 実施時期

- ・ 意見募集期間の前半、2月下旬を予定
- ・ 平日の19:00～20:30の1時間半程度を想定

### (2) 開催場所

- ・ 田辺市、上富田町、那智勝浦町、串本町の4市町で実施予定
- ・ 50人以上収容規模の会場を想定。

### (3) 実施者

- ・ 検討委員会事務局
- ・ 検討委員もできるかぎり出席

### (4) 説明内容

- ・ 検討委員会のこれまでの経緯について  
(紀南地域の廃棄物の現状、昨年度答申内容、今年度の検討経緯)
- ・ 今年度の諮問と答申案について

「紀南地域にふさわしい最終処分場」の  
用地選定について（答申）（案）に対する意見

住所			
氏名 (会社・部署名)		電話番号	
年齢		職業	
選定された候補地群について			
用地絞り込みの際の留意事項について			
その他			